

## 育児・介護のための両立支援制度 (令和7年4月改訂)

### 両立支援制度の概要

目的			両立支援制度	制度の概要
妊娠 出産	育児	介護		
◎			出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないこと (5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日))
◇			保健指導及び健康 診査	妊産婦である職員が保健指導・健康診査の ために勤務しないこと
◇			産前休暇	産前8週間前(多胎妊娠の場合は14週間 前)から出産の日までの休暇
◇			産後休暇	出産の翌日から8週間を経過する日までの 休暇
◆			配偶者出産休暇	妻の出産に伴う休暇(2日)
	◆		育児参加のための 休暇	妻の産前産後期間(出産予定日6週間(多胎 妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日 以後1年を経過する日までの期間)に 出産に係る子又は未就学児を養育するための 休暇(5日)
	◎		育児休業	3歳未満の子を養育するための休業
	◎		育児短時間勤務	未就学児を養育するため、通常より短い勤務 時間で勤務すること
	◎		部分休業	未就学児を養育するため、1日2時間まで勤 務しないこと
	◎		保育時間	1歳未満の子の授乳等を行うために勤務し ないこと(1日2回それぞれ30分以内)
	◎		子の看護等休暇	中学校就学の終期に達するまでの子を看護 等(■子の病気、けが、予防接種、健康診 断の場合の子の世話■感染症に伴う学級閉

				鎖や出席停止等の場合の子の世話■入園、卒園又は入学、卒業の式典その他これに準ずる式典への参加)のための休暇(年5日(子が2人以上の場合は10日))
		◎	介護休暇	要介護者の介護を行うための休暇(通算6月の期間内。3回までは分割取得が可能。)
目的			両立支援制度	制度の概要
妊娠 出産	育児	介護		
		◎	介護時間	要介護者の介護を行うための休暇(連続3年の間に1日2時間まで)
		◎	短期介護休暇	要介護者の介護を行うための休暇(年5日(要介護者が2人以上の場合は10日))
	◎	◎	休憩時間の短縮	未就学児の養育、小学生の送迎、家族の介護のために、職場にいる時間を短縮

(注)「◇」女性のみ対象とする制度、「◆」男性のみ対象とする制度、「◎」男女とも対象とする制度